

第2回智頭町議会臨時会会議録

令和7年7月30日開議

1. 議 事 日 程

- 第 1. 仮議席の指定
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 議席の指定
- 第 4. 会議録署名議員の指名
- 第 5. 会期の決定
- 第 6. 副議長の選挙
- 第 7. 議席の一部変更
- 第 8. 常任委員の選任
- 第 9. 議会運営委員の選任
- 第10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 第11. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12. 議案第69号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第13. 議案第70号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第14. 報告第 4号 法人の経営状況について
- 第15. 報告第 5号 法人の経営状況について
- 第16. 議案第71号 智頭町監査委員の選任について
- 第17. 発議第 5号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査について
- 第18. 発議第 6号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査について
- 第19. 発議第 7号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について
- 第20. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第21. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 仮議席の指定
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 議席の指定
- 第 4. 会議録署名議員の指名

- 第 5. 会期の決定
- 第 6. 副議長の選挙
- 第 7. 議席の一部変更
- 第 8. 常任委員の選任
- 第 9. 議会運営委員の選任
- 第10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 第11. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12. 議案第69号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第13. 議案第70号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第14. 報告第 4号 法人の経営状況について
- 第15. 報告第 5号 法人の経営状況について
- 第16. 議案第71号 智頭町監査委員の選任について
- 第17. 発議第 5号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査について
- 第18. 発議第 6号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査について
- 第19. 発議第 7号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について
- 第20. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第21. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 古 田 浩	2番 仲 井 茎
3番 西 尾 寿 樹	4番 田 中 賢
5番 谷 口 翔 馬	6番 波 多 恵理子
7番 大河原 昭 洋	8番 谷 口 雅 人
9番 岡 田 光 弘	10番 安 道 泰 治

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副	町	長 矢 部 整
教	育	長 田 中 靖

病 院 事 業 管 理 者	國 岡 厚 志
総 務 課 長	山 本 洋 敬
企 画 課 長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長	西 川 公一郎
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	酒 本 和 昌
山 村 再 生 課 長	北 村 直 也
地 籍 調 査 課 長	川 本 均
福 祉 課 長	前 田 美由紀
会 計 課 長	村 上 り え
総 務 課 参 事	國 岡 まゆみ
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	山 崎 里 奈

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○臨時議長（田中賢） おはようございます。ただいま紹介いただきました田中賢です。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回智頭町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（田中賢） 日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第２．議長の選挙

○臨時議長（田中賢） 日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（事務局職員は、議場の出入口を閉鎖する。）

○臨時議長（田中賢） ただいまの出席議員数は１０名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に、１番、古田浩議員、２番、仲井莖議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記・無記名です。

（事務局長投票用紙を配布）

○臨時議長（田中賢） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中賢） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局長、投票箱を点検し、「異状」なしの報告）

○臨時議長（田中賢） 異状なしと認めます。

（投票用紙に記載する時間を少し待つ）

○臨時議長（田中賢） ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長点呼）

（投票）

○事務局長（福安充子） では読み上げます。１番、古田浩議員、２番、仲井莖議員、３番、西尾寿樹議員、４番、岡田光弘議員、５番、谷口翔馬議員、６番、波多恵理子議員、７番、安道泰治議員、８番、大河原昭洋議員、９番、谷口雅人議員、１０番、田中賢議員。

(臨時議長は席を離れないで自分の席から投票)

○臨時議長(田中賢) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(田中賢) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、古田浩議員、2番、仲井基議員、開票の立会いをお願いします。

(事務局長は、投票箱を開き、立会人とともに開票、
投票を点検、整理、集計をする)

○臨時議長(田中賢) 選挙結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、谷口翔馬議員5票、安道泰治議員5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は2票です。

したがって、谷口翔馬議員と安道泰治議員の得票数は、いずれもこれを超えており、法定得票数は有効得票数の4分の1の数です。

両議員の得票数は同数です。

事務局長にこれからの決定の要領につきまして説明させます。

○事務局長(福安充子) この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

谷口翔馬議員と安道泰治議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。引いた抽選棒の若い番号が先にくじを引くことになります。

1番、古田浩議員、2番、仲井基議員、立会いをお願いします。

谷口翔馬議員、安道泰治議員、登壇をお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

仮議席順に谷口翔馬議員からくじを引いてください。

(谷口翔馬議員、くじを引く)

では、安道泰治議員、くじを引いてください。

(安道泰治議員、くじを引く)

谷口翔馬議員が2、安道泰治議員が3ですので、まず初めに谷口翔馬議員、次に安道泰治議員、以上のとおりです。

くじの若い番号のほうが当選人です。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

谷口翔馬議員、くじを引いてください。

(谷口翔馬議員、くじを引く)

安道泰治議員、くじを引いてください。

(安道泰治議員、くじを引く)

くじの結果を報告します。

谷口翔馬議員が3、安道泰治議員が1です。

○臨時議長（田中賢） くじの結果、安道泰治議員が当選と決定しました。

ただいま、議長に当選された安道泰治議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

安道泰治議員、議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

(議長登壇 当選承諾及び挨拶)

○新議長（安道泰治） まず、議長を拝命いたしました安道でございます。

議員の皆様、またよろしくお願ひしたいと思います。

くじということでした、これは半分半分、今日は選挙の前に議長選の説明をさせていただきました。私と谷口翔馬議員と。そこで5対5になるということは、両方の持っている意気込み及び今までの経験値とかもプラスあるかもしれませんが、そういうことで5対5ということでございます。

これから一生懸命、私も議会をまとめていきながら、本当に智頭町の町民のためになるように執行部と議会と両輪で前へ前へと進めていくように一生懸命努力をしてまいりたいと思いますし、議長選挙の中で述べさせていただきましたように、そのことを前へ前へ進めていくという方向で走ってまいりたいと思います。

議会の議員の皆様のご協力をいただくとともに、私は一生懸命、町民のために議会をまとめていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。終わります。

す。

○臨時議長（田中賢） 安道泰治議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

（安道泰治議長、議長席に着く）

○新議長（安道泰治） それでは、暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前１０時２９分

再 開 午前１０時４５分

○議長（安道泰治） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、日程第３から日程第１５まで、日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、日程第３から日程第１５までを日程に追加することに決定いたしました。

日程第３．議席の指定

○議長（安道泰治） 日程第３、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項によって、議長においてお手元に配りました議席表のとおり指名いたします。

日程第４．会議録署名議員の指名

○議長（安道泰治） 日程第４、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、１番、古田浩議員、２番、仲井莖議員を指名いたします。

日程第５．会期の決定

○議長（安道泰治） 日程第５、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第６．副議長の選挙

○議長（安道泰治） 日程第６、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法について、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に岡田光弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました岡田光弘議員を副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） したがって、ただいま指名しました岡田光弘議員が副議長

に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

岡田光弘議員、副議長当選承諾とご挨拶をお願いします。

(岡田光弘議員登壇、当選承諾及び挨拶)

○副議長（岡田光弘）　　ただいま副議長を拝命いたしました岡田でございます。

大変難しいときではありますけれども、議長を支えながらチーム議会として、議会の責務を果たしてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（安道泰治）　　それでは、暫時休憩といたします。

全協に移動し、委員会構成等を協議したいと思います。よろしくお願いします。

(全協に移動し委員会構成等を協議する)

休　憩　午前10時49分

再　開　午後　3時30分

○議長（安道泰治）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7．議席の一部変更

○議長（安道泰治）　　日程第7、議席の一部変更を行います。

副議長の当選に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

変更した議席表は、お手元に配りました変更議席表のとおりであります。

(議席変更議員の着席を確認する)

日程第8．常任委員の選任

○議長（安道泰治）　　日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常任委員に古田浩議員、田中賢議員、谷口翔馬議員、波多恵理子議員、大河原昭洋議員、安道泰治議員を、民生常任委員に仲井莖議員、西尾寿樹議員、岡田光弘議員、田中賢議員、谷口翔馬議員、谷口雅人議員を、議会広報広聴常任委員の広報に古田浩議員、仲井莖議員、波多恵理子議員、大河原昭洋議員、安道泰治議員を、議

会広報広聴常任委員の広聴に西尾寿樹議員、谷口雅人議員、岡田光弘議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することを決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時32分

再 開 午後 3時32分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長の互選の結果について、各常任委員会より報告がありましたので、報告します。

総務常任委員長に谷口翔馬議員、副委員長に波多恵理子議員、民生常任委員長に田中賢議員、副委員長に仲井莖議員、議会広報広聴常任委員長に仲井莖議員、副委員長に岡田光弘議員、以上のとおりです。

日程第9．議会運営委員の選任

○議長（安道泰治） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、田中賢議員、谷口翔馬議員、大河原昭洋議員、谷口雅人議員、岡田光弘議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

それでは、暫時休憩します。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時34分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について、議会運営委員会より報告がありましたので報告します。

議会運営委員長に谷口雅人議員、副委員長に大河原昭洋議員、以上のとおりです。

日程第10．鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

○議長（安道泰治） 日程第10、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

この組合議会議員は、鳥取県東部広域行政管理組合同規約第5条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に安道泰治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した安道泰治議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました安道泰治議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に当選されました。

日程第 1 1．鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（安道泰治） 日程第 1 1、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この広域連合議会議員は、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は 1 人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に、岡田光弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した岡田光弘議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岡田光弘議員が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

議員の皆様、控室のほうに移動してください。

(全協に移動し町長提出議案及び追加議案の概要説明、

その後協議する。再開時には執行部全員着席)

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 4時07分

(執行部入席)

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12．議案第69号から日程第13．議案第70号までの2議案及び
日程第14．報告第4号から日程第15．報告第5号までの2報告一括上程

○議長（安道泰治） 日程第12、議案第69号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第70号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）までの2議案及び日程第14、報告第6号 法人の経営状況についてから日程第15、報告第7号 法人の経営状況についてまでの2報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金児町長。

○町長（金児英夫） せんえつですが、報告4号、5号じゃないの。どっちが正しいのかよく分かりませんが、ここに配付されたあれによりますと、報告第4号と報告第5号です。今読み上げられたのは6号と7号になってますが、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（安道泰治） しばらくお待ちください。

申し訳ありません。報告第4号、報告第5号でございます。お願いします。

金児町長。

○町長（金児英夫） 本日ここに、第2回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

まずもって、去る7月20日に執行されました町議会議員一般選挙でのご当選、誠におめでとうございます。

議員各位におかれましては、これからの4年間、智頭町が掲げます「一人ひと

りの人生に寄り添えるまちづくり」に格別のご理解とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、町の発展と町民の医療・福祉及び教育環境の充実、人口減少対策など、選挙において誓われた公約の実現に向け、存分にご活躍されますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第 69 号及び議案第 70 号は、補正予算についてです。

議案第 69 号 令和 7 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）について、主なものを説明します。

総務費のまちづくり推進費では、ポータルサイトを活用した航空移動による二地域居住実証事業に要する経費を計上しています。

商工費の観光費では、西河克己映画記念館の老朽化した空調設備整備に要する経費を計上しています。

議案第 70 号 令和 7 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 2 号）では、耳鼻咽喉科の開設に伴う機器及び整形外科で腰椎手術に取り組むための機器の整備費等を計上しています。

次に、報告案件です。

法人の経営状況については、株式会社サングリーン智頭及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の令和 6 年度の経営状況を説明する書類を提出するものです。

以上、本議会に提案します諸議案の概要を説明しました。

詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安道泰治） 提案理由の説明が終わりました。

これから日程第 12、議案第 69 号及び日程第 13、議案第 70 号の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第 55 条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第 56 条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第 12、議案第 69 号 令和 7 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 補正予算書 1 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 69 号 令和 7 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出の総額をそれぞれ 1 5 5 万 6 千円増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 8 億 7, 3 5 6 万 2 千円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和 7 年度 7 月補正予算概要と補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承いただきたいと思います。

概要 1 ページ、補正予算書では 8 ページの総務費のまちづくり推進費では、ポータルサイトを利用した航空移動による二地域居住実証事業に要する経費を計上しています。

同じく 8 ページの商工費の観光費では、西河克己映画記念館の老朽化した空調設備整備に要する経費を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1 5 5 万 6 千円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、補正予算書 7 ページのとおり、県支出金及び繰越金をもって措置しております。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

7 番、大河原議員。

○7 番（大河原昭洋） まず、町長の提案理由では総務費のまちづくり推進費、ポータルサイトっていうふうに説明されましたけど、総務課長が先ほどのまちづくり推進費の中で説明されたのはポータルサイトっていうふうに言われたんですけど、どちらが正解なのかちょっとその辺りからちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（安道泰治） 山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） ポータルサイトの間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（安道泰治） 大河原議員。

○7番（大河原昭洋） 続けてですけども、このポータルサイトを活用した航空移動ということで説明をいただいたんですけども、これ先般の委員会の中で概要について企画課長のほうからざっくり説明をいただいたんですけども、もう一度詳しく詳細についての説明を求めたいと思います。

○議長（安道泰治） 迎山課長。

○企画課長（迎山恵一） では、詳しく説明をさせていただきます。

このたびは、鳥取空港に発着する航空便を活用した実証実験となります。具体的な航空会社名は申し上げませんが、その航空運賃を一部支援をするという形で、関係人口の増大につながるかどうかを見極めるものでございます。

なお、関係人口でありますけども、移住した定住人口でもなく、あと観光で訪れる交流人口でもなく、特定の地域に継続的に多様な形で関わる方々を指します。

このポータルサイトなんですけども、ポータルサイトというのは、まずインターネットを利用する際、サイトにアクセスする、表示されるページをイメージしていただけたらと思いますけども、希望者がその航空会社が運営するポータルサイトに申請をしまして、必要事項を登録していただきます。誰でも活用できるわけではございません。その中で、参画する自治体が設定をしました条件を満たすもののみが利用できるという形になりまして、例えばちょっとこれまだ調整中なので流動的ではあるんですけども、例えば智頭町を訪れる方には、例えばセラピーとか民泊の体験をしていただくとか、あとはまちづくりのイベントに参加していただくとか、町の情報発信にご協力いただくとか、そういったような条件を付したいというふうに考えております。

そういった方々が智頭町を訪れる際に利用されます航空費のチケット代を当然本人負担もありますけども、智頭町、鳥取県、そして航空会社のほうで負担を合せて支援をしていくと、こういった形で支援をすることによって関係人口の増大を図っていったらというふうに考えております。

意義としましては、地域課題の解決、担い手不足であるとか魅力向上、あとは経済活動の活発化、あとは災害時の支え合いなどを想定しております。

以上です。

○議長（安道泰治） 大河原議員。

○7番（大河原昭洋） 説明を詳しくしていただいて、何となくイメージが湧い

てきたんですけど、この計上されている金額１００万円っていうのは、航空運賃の一部補助だというふうなご説明でありましたけども、大体何人分ぐらいを予定されているのか、その辺りも教えてください。

○議長（安道泰治） 迎山課長。

○企画課長（迎山恵一） ここにつきましては、現在どの価格でいくかという辺りを調整中ございまして、例えば早期で予約すると割引であったりとか、そういった特有の賃金構成があるかと思うんですけども、この辺りの調整を現在している最中ですので、現時点ではっきりと何人ということは申し上げられません。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第１３、議案第７０号 令和７年度智頭町病院事業会計補正予算（第２号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 病院事業会計補正予算書１ページをご覧ください。

議案第７０号 令和７年度智頭町病院事業会計補正予算（第２号）でございます。

第２条収益的収入及び支出につきまして、収益的収入の医業外収益に９０万９千円を追加し、総額を１９億８，５６１万１千円とし、収益的支出の病院事業費用の医業費用に３３５万６千円追加するとともに、訪問看護事業費用に１８万７千円を追加し、総額で２１億４，７４４万４千円とします。

続きまして、第３条資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の企業債に２，０２０万円を追加するとともに、他会計補助金に３２３万１千円を追加し、総額を５億７，０４６万８千円とするとともに、資本的支出の建設改良費に２，３７４万円を追加して、総額６億５，９０６万８千円とするものでございます。

予算書１５ページをご覧ください。

医業費用に耳鼻咽喉科の診療に必要な鉗子や吸引管、メスなどの器具の購入と整形外科で新院長が専門とする腰椎手術を新たに実施するために必要となる専用器具を整備するための経費と、入院患者がベッドから離れることを感知するためのセンサーを導入するため、消耗備品費を措置しております。

また、訪問看護事業費にウェブ会議用のパソコンの整備のため、消耗備品費を

措置しています。

14ページをご覧ください。

他会計補助金に県補助金として、鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金を措置しています。これは国の令和6年度補正予算を受け、鳥取県が交付するものであり、補助率は10分の10です。

ICT機器の導入による業務の効率化のため、センサーとウェブ会議用のパソコンの整備に充当します。

17ページをご覧ください。

整形外科で腰椎手術の実施に必要な移動式X線透視診断装置を整備するとともに、電子カルテの更新に伴い、歯科のシステムを連携し、業務を効率化するための経費を資本的支出の建設改良費として措置しております。

16ページをご覧ください。

資本的支出の財源として、企業債と他会計補助金を措置しております。

歯科のシステムを連携するためにつきまして、他会計補助金の鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金を措置しております。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岡田議員。

○9番（岡田光弘） 今、事業部長のほうからの説明の中で、入院患者がベッドから離れることを感知するセンサーの設置っていう説明がありましたけども、具体的にどのような運用がなされることが想定されるのか説明をお願いします。

○議長（安道泰治） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） センサーの整備ということでございますが、内容としましては患者様、高齢のため立ち上がられた際に転倒されとか、そういったことがございます。その場合、いち早く立ち上がられたり、ベッドから降りようとされるっていう状況を感じて、看護師等が駆けつけお手伝いをするということが事故の防止につながりますので、そのためのセンサーを整備することとしております。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

7番、大河原議員。

○7番（大河原昭洋） 17ページのこれの支出の部分で、機械備品購入費ということで、374万円計上されていて、先ほどの説明では、新院長のほうの腰椎手術を始めるといような内容だったと思うんですけども、移動式のX線の整備とかというような説明もありましたけど、私が聞く限りでは、この新院長のこの腰椎の分野では、特別な技術をお持ちだというふうにお聞きしておるんですけども、どの辺りの手術までできるようにされる予定なのかっていう、その辺りが予定があるのであれば、その辺りを少し説明をいただきたいなと思います。

○議長（安道泰治） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 新院長の手術としまして腰椎の手術ということで、特別な技術をお持ちということを先ほどおっしゃっていただきましたけど、そのとおりでございます。

そんな中、腰椎の手術としましては、まずは今までやっていないこともありますので、簡単と言っではいけませんけど、手技とかそういったものがやりやすいものから始めていって、だんだんと難易度も高いものに実施を移していくということを考えておられますが、そういった中でも安全性の面等も含めまして、実施する手術の内容につきましては、今後とも検討を進めながらということとなります。

以上とさせていただきます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第14、報告第4号から日程第15、報告第5号については、質疑をもって報告は終了しますのでご理解ください。

日程第14、報告第4号 法人の経営状況について、補足説明を求めます。

北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） それでは、議案書1ページをご覧ください。

令和7年6月13日に監査を受け、同年6月23日の株主総会で承認を得た株式会社サングリーン智頭の決算について、地方自治法の規定により報告するものであります。

それでは別冊、令和6年度決算報告書の3ページをご覧ください。

令和6年度の営業状況になります。1点目は造林事業収入で、間伐材の伐採搬

出と、作業道開設に係る県・町の補助金収入になります。

2点目は、造林事業の林産品売上げで、地元の原木市場に出荷した際の販売収入となります。

以下、森林組合や町からの委託事業に係る林産事業収入、シイタケ原木等の売上げに係る林産品売上げ、その他補助事業や委託事業によるその他の事業で、総合計5,727万5,457円になります。

続いて、4ページ目の貸借対照表をご覧ください。

資産の部の流動資産と固定資産を合算した資産合計は5,273万4,340円です。

負債の部の流動負債と固定負債を合算した負債合計は1,330万4,098円です。

資本金積立金前期繰越剰余金及び当期利益剰余金を合算した資本合計は、3,943万242円で、負債及び資本の合計は5,273万4,340円です。

なお、未収金・未払金とも株主総会時点で精算済みとなっております。

続いて、5ページ目の損益計算書の決算の欄をご覧ください。

営業総利益2,002万8,630円で、これから一般管理費合計を差し引いた営業損益は947万8,262円です。

営業外損益は535万2,067円であり、経常損益は1,483万329円となりました。

特別損益はございませんでしたので、税引き前の当期損益は経常損益と同額であり、法人税、住民税を差し引いた税引き後の当期損益は、1,168万429円です。これに前期繰越剰余金を加えた当期末処分利益剰余金は1,543万242円です。

6ページ目には、先ほどご説明した損益計算書の明細を添付しております。

続いて、7ページ目の剰余金の処分についてご覧ください。

当期利益剰余金と前期繰越剰余金の合計1,543万242円のうち1千万円を積み立て、残額543万242円を次期繰越利益剰余金として処分するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑は、ありませんか。

7 番、大河原議員。

○7 番（大河原昭洋） 5 ページ目の損益計算書の中で、営業総利益が当初計画より大幅に増加しているということでございまして、これは仕事の量に応じてということだと思うんですけど、大幅に増額した要因というのは何か具体的にありましたら、その辺りを少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 利益の増額の理由でございすけれども、1 点目は前年度から繰り越しした事業がございまして、そのお金が入ってきたというところが1 点目でございす。

2 点目ですけれども、実際の現場で申し上げますと、駒帰の作業地になるんですけれども、これが2 回目の搬出間伐であったということで、非常に道が小道で入っていたので作業性がよかったというところと、1 回目の間伐の効果が現れて、伸長成長であつたりとか肥大成長というものがよくて、材がたくさん取れたというところが理由であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第15、報告第5号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内学） それでは、議案書2 ページをご覧ください。

報告第5号 法人の経営状況についてご説明をいたします。

別冊の一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団、令和6 年度事業報告書をご覧ください。

6 月26 日に評議委員による書面評決の承認を得ました令和6 年度事業報告及び決算状況について報告するものでございます。

まず、1 ページから9 ページまでが令和6 年度に開催しました事業報告でございます。

1 ページ下段から7 ページ上段におきまして、（1）の文化美術品展示事業を開催しております。

また、7 ページ中段から8 ページ中段におきましては、（2）の町内作品展示、

販売及び文化美術品展示事業の内訳を明記しております。

８ページ下段には、（３）の管内での体験型イベント事業を明記しております。

９ページに（４）の情報発信事業について明記しております。同じく９ページに（５）の石谷家住宅の管理事業、（６）のその他についての明記をしております。

続きまして、１０ページから２４ページまでが令和６年度の決算に関する内容でございます。

また、２５ページから２６ページにおきましては、入館者数を明記しております。

お手元の決算報告書の１２ページの前年度決算の比較をＡ３判に拡大したものを別途お配りしておりますので、１２ページの令和６年度の決算に関する報告をさせていただきます。

それではまず、一般正味財産増減の部、（１）経営収益でございますが、基本財産受取利息であります決算額７，８９６円であります。

次に、智頭町受託収入であります。１，３１３万５千円、これが指定管理料でございます。

次に、入館料収入であります。合計７１３万９，０４０円となっております。

内訳ですが、入館料６８８万５５０円と施設使用料及び志保や年金会費であります。

続きまして、イベント収入といたしまして１６万９，８００円、これは秋の庭園公開の収入となります。また、喫茶物販収入が４２２万５，６９３円でございます。そのほか雑収益などあります。

経営収益の計といたしまして、２，４７０万５，２７７円となっております。

続きまして、（２）の経常費用でございますが、１１ページの事業費と管理費が分かれています。この１２ページでは合算しております。

主なものといたしましては、人件費にかかります給料手当から臨時雇用賃金、福利厚生費までが人件費でございます。

また、維持管理費に要します燃料費、光熱水道費及び租税公課、食糧費、公債費などについての支出の内訳を明記しております。

経常費用の計といたしまして、２，６３４万１，１４５円となっております。

続きまして、２としております経常外増減の部をご覧いただきたいと思います。

令和6年度におきましては、当期一般正味財産の増額でございますが、326万3,418円の減となっております。

また、指定正味財産増減の部であります。期首残高、期末残高ともに数字は動いておりません。これは積み立てております。これは立ち上げのときからの支出金で資本金に当たるものでございます。

正味財産期末残高といたしましては、4,267万591円となります。これが令和7年度への繰り越しする金額となります。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

7番、大河原議員。

○7番（大河原昭洋） この決算収支を見させていただいて、経常収益のほうは、これは職員さんの努力によって若干増加しておりますけども、この経常費用というものが昨今の物価高騰等で軒並み増えているというような状況が見受けられます。職員さんも努力はされてるんでしょうけども、なかなかこれは努力のみではなかなか改善できない部分っていうのを見てとれるわけですけども、いろいろとイベントを打たれて努力されてるっていうのも私も感じてはいるんですけども、なかなかこの現状が打開できないっていうのは感じております。入館者数におきましても、これが一番のところになってくるとは思うんですけども、やはり前年と比べるとほぼ変わらずというふうな状況がありますけども、やはりコロナ前、この26ページに記載されております入館者数を推移を見させていただきますと、コロナ前の令和元年度1万9千、約2万人いらしていたのが、やはりコロナが明けてからも伸び悩んでる、この辺りについていろいろ手を尽くしていただいているのは十分理解はするんですけども、なかなか伸び悩んでいるというような現状について、ちょっとその辺りの要因を少し説明をいただきたいと思います。

○議長（安道泰治） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内学） 入館者数、今、昨年、昨年度と頑張ってます、現状維持っていいですか、同じような人数を保っているところです。

それでコロナ前とコロナ後なんですけども、団体客が少なかったのがやっと戻ってきたっていうところが現状です。

それで従来から紙媒体で新聞、雑誌、広報などでずっと情報発信してますけど

も、やはり今も従来どおりそれは続けていきたいなとは思っているところですし、SNSで今発信をしていますけども、なかなか昨年と比べて入館者数は伸びてないんですけども、今インバウンドの海外からのお客さんであったり、県外のお客さんが若干増えてますんで、やはり情報発信は大事だなということで、それは粛々と続けていきたいなと思ってますし、今、大阪万博も開催されてますし、鳥取県の美術館も開館していますので、何とか情報発信を頑張っって少しでも入館者数を増やすように努力していきたいなとは考えてます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

8番、谷口議員。

○8番（谷口雅人） 物販のほうがかかなりなわけですし、結局滞在時間がしっかりとある場合には、こういった方向につながっていくんだろうというふうに思いますので、入館者が飛躍的に伸びるということは、多分私が知る限りということで失礼ですけど、大型バスがぼんぼん入ってきておった時代には、ほぼ滞在時間というのは、もう時間に追い立てられて、どちらかと言えばトイレの使用で終わってしまう的な感じがかなりあった部分があったと思いますけど、やはり滞在時間を増やすという形の中で中身を濃くする形で収益っていうものを確保する方向にシフトするほうが、入館利用者に対して数を増やすというのは今の状況ではなかなか難しいかと思いますので、その辺りのところの改善策とか、あるいはこれから先の展望というのはお持ちでしょうか。

○議長（安道泰治） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内学） 滞在時間となりますと、やっぱり団体では時間に制限があったりしますけども、やはり滞在時間を長くしてもらおうと思うと、やっぱり個人のお客さんにもやはり情報発信して、少しでも多く来てもらうしかないかなと思ってますんで、情報発信を粛々と続けていきたいと考えてます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩とします。

それでは執行部はそのまま、議員は全協室のほうにお願いします。

（全協で討論の確認を行う）

休 憩 午後 4時45分

再 開 午後 4時55分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

ただいまの会議時間の延長に対し、起立によって採決します。

本日の会議時間を延長することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

日程第12、議案第69号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第70号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、日程第16、議案第71号 智頭町監査委員の選任に

ついでから日程第 21、議員派遣についてまで、日程に追加したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 16 から日程第 21 までを日程に追加することに決定しました。

日程第 16. 議案第 71 号

○議長(安道泰治) 日程第 16、議案第 71 号 智頭町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、西尾寿樹議員の退席を求めます。

(西尾寿樹議員、退席)

○議長(安道泰治) 町長に提案理由の説明を求めます。

金児町長。

○町長(金児英夫) このたび追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第 71 号 智頭町監査委員の選任については、新たに西尾寿樹氏を選任するため、議会の同意を求めるものです。

以上であります。

○議長(安道泰治) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（安道泰治） 起立多数です。

したがって、本案に同意することに決定しました。

西尾寿樹議員の復席を求めます。

(西尾寿樹議員、復席)

日程第 17. 発議第 5 号

○議長（安道泰治） 日程第 17、発議第 5 号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、趣旨説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5 時 0 0 分

再 開 午後 5 時 0 5 分

○議長（安道泰治） 再開します。

先ほど総務課長のほうの補足説明はございませんでしたけども、口述書の訂正ということで処理させていただきたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程 17、発議第 5 号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、趣旨説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第6号

○議長(安道泰治) 日程第18、発議第6号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19．発議第 7 号

○議長（安道泰治） 日程第 19、発議第 7 号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、波多恵理子議員。

○6 番（波多恵理子） 提案理由を述べます。

部落差別をはじめとする一切の差別解消に向け、その取組等を調査研究する。

以上で終わります。

○議長（安道泰治） 説明が終わりました。

質疑並びに討論を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

したがって、本案に原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました同和问题調査特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員全員を同和问题調査特別委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時10分

再 開 午後 5時10分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同和问题調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について、委員会より報告がありましたのでご報告します。

委員長に波多恵理子議員、副委員長に仲井莖議員、以上のとおりです。

日程第20．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（安道泰治） 日程第20、閉会中の継続調査の申し出にを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21．議員派遣について

○議長（安道泰治） 日程第２１、議員派遣についてを議題とします。

本件については、会議規則第１２０条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和７年第２回智頭町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 ５時１３分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により次に署名する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

智頭町議会臨時議長 田 中 賢

智頭町議会議長 安 道 泰 治

智頭町議会議員 古 田 浩

智頭町議会議員 仲 井 荃